

相続登記について知ろう

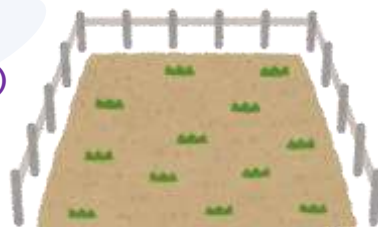
建物

(空き家)



土地

(畑など)



相続したものをそのままにいませんか？

令和6年4月1日から、登記の申請が義務化されました

日 時 令和7年11月12日(水) 午前10時から正午まで
会 場 片丘多目的研修センター 2階 多目的ホール
講 師 上條司法書士事務所 上條 孝幸 様
参加費 無 料



第1部 (申込み不要)

10時～11時 「相続登記の申請義務化って？どんな手続きをすればいいの？」

第2部

11時～12時 個別相談会(1人15分以内)

※第2部の個別相談を希望される場合、事前予約が必要です。
片丘公民館までご連絡ください。

問い合わせ・申込先：片丘公民館
電話 52-0125 FAX 53-4680
E-mail kataoka@city.shiojiri.lg.jp